

第3回横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会会議録	
日 時	令和5年8月9日(水) 午後6時30分 から 午後7時10分 まで
開 催 場 所	横浜市役所18階 共用会議室 みなと1・2・3
出 席 者	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会委員 西村則人(受任出席奥嶋健)、相澤正夫、飯塚肇、大塚廣志、奥津敏雄、 小島政滋、嶋森久伸、奥津文雄、平本順一、阿部幹男、高橋慎一郎、杉崎俊一、 原博之、廣瀬昌子、大橋南海子、長尾ゆき子、野竹秀一、柳修(敬称略) ・横浜市都市整備局(事務局) 上瀬谷整備推進部 飯島部長、 上瀬谷整備推進課 西岡課長、仲課長、松島係長、佐野係長、久松係長、 曾宮係長、浦部係長、福田係長、鷺尾、小早川、蓮沼、 高玉、奥田 市街地整備調整課 重光係長、石倉 ・横浜市環境創造局 農政推進課 関根課長 北部農政事務所 綿貫所長 南部農政事務所 山本
欠 席 者	高橋功、岩崎良一(敬称略)
開 催 形 態	公開(傍聴者0名)
成 立 要 件	委員の半数以上の出席(土地区画整理法第62条第3項)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 (諮問)換地申出要領案について 2 その他 審議会の今後の予定について
決 定 事 項	換地申出要領案について、修正意見なしとすることを決定した。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 定数・定足数の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が定足数となることから、委員数20人中18人の出席により審議会が成立していることを確認した。 2 【議題1】換地申出要領案について(採決)(説明者:横浜市) <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市から換地申出要領案について説明があり、出席委員全会一致で修正意見なしとして可決された。 ・質問、意見: <ul style="list-style-type: none"> (平本委員)第3条第4項に規定する「特別な事情」とは何か。 (横浜市)例えば、ご本人が意思表示をできない場合で、成年後見人等がない場合を想定しています。 (平本委員)そのような場合、第5条第2項(換地の申出がない場合)が適用されるのではないか。 (横浜市)意思表示が困難で最終的に申出をいただけない場合は第5条第2項が適用されますが、その前に何らかの意思表示をいただく場合

	<p>があることも想定し、第3条第4項の規定を設けています。</p> <p>(柳委員) 要望としてお伝えする。図1が分かりにくい。特に凡例がよく分からない。また、本文も分かりにくい部分がある。もう少し分かりやすくなるよう工夫してほしい。</p> <p>(横浜市) 体裁を整えていきます。</p> <p>(奥津会長) 体裁の修正はあるが、本案自体を変更するものではないため、審議会としての本案に対する修正意見はなしとすることで採決をおこなう。</p> <p>3 【議題2】 審議会の今後の予定について (説明者：横浜市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市から今後の審議会の予定について説明があった。 ・質問、意見：なし
資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議次第 2 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会委員名簿 (会議次第裏面) 3 資料1、資料2 (諮問) 換地申出要領案について 4 資料3 審議会の今後の予定について
特 記 事 項	なし